

住民税均等割のみ課税世帯
の皆さまへお知らせです。



住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策 給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金は、物価高により厳しい状況にある住民税均等割のみ課税される世帯を支援するための給付金です。
- この給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

あま市が確認書または申請書を受理した日
から2週間から4週間後が目安です。

支給対象

令和5年度「**住民税均等割のみ課税される世帯**」

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は除きます。

手続き方法

**世帯の全ての方が、令和5年
1月1日以前からあま市に
お住まいの場合**

**世帯の中に、令和5年1月2日
以降にあま市に転入した方が
いる場合**

あま市から確認書が届きます
(要返信)

※一部申請が必要な場合があります

確認書は基準日（令和5年12月1日）時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

詳しくは裏面①へ

申請が必要です

受付期間：令和6年2月29日（木）
～令和6年5月31日（金）

申請書は社会福祉課で配布します。
申請先は基準日（令和5年12月1日）時点で住民登録のある市区町村になります。

詳しくは裏面②へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き

※記載漏れ、添付書類漏れ、審査状況により支給が遅れる場合があります。

① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前からあま市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項などが記載された確認書が届きます。

※この確認書は、低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）を合わせた書類となっています。

- 記載内容を確認し、必要事項を記入して、あま市に返信してください。(確認書の二次元コードから電子申請も可能です。)

【確認事項】

(1) 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

【記入が必要な事項】

- (1) 確認欄1のチェック
 - (2) 世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号
 - (3) 給付金の振込を希望する金融機関口座
- 「確認書の記入要領」をご確認のうえ、希望する口座の記入漏れのほか、世帯主の本人確認書類の写しや口座確認書類の写しの添付漏れがないようご注意ください。

② 世帯の中に、令和5年1月2日以降、あま市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、社会福祉課に直接又は郵送でご提出ください。



住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

あま市役所 福祉部 社会福祉課
物価高騰対策給付金コールセンター

電話 0120-313-317

受付時間 平日 9:00~17:00

